

議案第13号

三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町国民健康保険条例（昭和35年2月三宅町条例第52号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

平成30年 3月 6日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三宅町国民健康保険条例（昭和 3 5 年 2 月三宅町条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 この町が行う国民健康保険の事務

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 章の章名を次のように改める。

第 2 章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第 2 条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第 6 条中「必要があると認められるときは、規則で定めるところにより」を「同条の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは」に改め、「上限として」を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

三宅町国民健康保険条例新旧対照表

改 正 後	現 行
目次 第1章 この町が行う国民健康保険の事務（第1条） 第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（第2条・第3条） 第1章 <u>この町が行う国民健康保険の事務</u> （この町が行う国民健康保険の事務） 第1条 この町が行う国民健康保険の事務については法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> （市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数） 第2条 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 （1） 被保険者を代表する委員 2人 （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 （3） 公益を代表する委員 2人 （出産育児一時金） 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定	目次 第1章 この町が行う国民健康保険（第1条） 第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>（第2条・第3条） 第1章 <u>この町が行う国民健康保険</u> （この町が行う国民健康保険） 第1条 この町が行う国民健康保険については法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> （国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 （1） 被保険者を代表する委員 2人 （2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人 （3） 公益を代表する委員 2人 （出産育児一時金） 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定

三宅町国民健康保険条例新旧対照表

を勘案し、<u>同条の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは</u>、これに１６，０００円を加算するものとする。 ２ 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。	を勘案し、<u>必要があると認められるときは、規則で定めるところにより</u>、これに１６，０００円を<u>上限として加算するものとする</u>。 ２ 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。
---	---